

第25回 参議院議員通常選挙

さあ投票、 選挙の主演はあなたです。

■ 投票できる人 ■

市内の投票所で投票できる人は、満18歳以上（平成13年7月22日までに生まれた人）の日本国民で、平成31年4月3日までに羽曳野市の住民基本台帳に記載され、引き続き居住されている人です。詳しくは、次ページ中段以降の表をご確認ください。

■ 投票所入場整理券をお持ちください ■

投票所入場整理券は、世帯ごとに各家庭に郵送します。紛失しないようにして、投票所へ持参してください。何らかの事情で届かなかった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

なお、投票所入場整理券の表面に誕生日を記入して投票所に持参してください。

■ 本人確認にご協力をお願いします ■

有権者の皆さんの大切な選挙権を確実にご本人に行使していただくために、投票所では次のいずれかの方法で本人確認をさせていただきます。

- ①投票所入場整理券の「誕生日記入欄」に誕生日を記入していただく。
- ②誕生日（○月○日）を口頭で答えていただく。
- ③運転免許証や健康保険証などご本人と確認できるものをお見せいただく。

- 期日前投票 -

第25回 参議院議員通常選挙

7月5日(金)～7月20日(土)

8:30～20:00

- 市役所本庁 1階ロビー
- 総合スポーツセンター 1階幼児室
(はびきのコロセアム)

□ 期日前投票ができる人 □

投票日当日、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

□ 期日前投票の手続き □

選挙人ご本人が、投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」に記入して提出すれば投票していただけます。なお、事前に自宅等で期日前投票宣誓書の記入ができるように、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷しています。ぜひご利用ください。

■ 投票所変更のお知らせ ■

第20投票所はぶどう出荷シーズンのため今回は佛号寺が投票所になります。

投票所にお越しの際は、事前にご記入の上持参ください。

第25回 参議院議員通常選挙 投票所入場整理券

投票日時： 令和元年7月21日(日)
午前7時から午後8時まで

投票区	投票所	
頁番	性別	投票用紙交付欄
	選挙区比例代表	

投票日の投票は、本人確認のため、右の欄に誕生日をご記入ください。

誕生日

月 日

裏面の注意書きを必ずご確認ください。

投票日時は 7月21日(日) 7:00 ~ 20:00

開票日時:7月21日(日) 21:00から 開票場所:羽曳野市立市民体育館 (羽曳野市西浦1047番地)

◎選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、7月19日(金)までに各家庭に配布する予定です。お手元に届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。なお、選挙公報は、羽曳野市内の主な公共施設にも備え付けますのでご利用ください。

また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

◎候補者のポスターは公営掲示板に

各候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示板250か所に貼られます。(それ以外の屋外掲示は違法になります。)選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり、破損したりすると処罰されますので注意してください。

◎郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求手続

郵便による不在者投票用紙の請求期限は7月17日(水)までです。郵便等投票証明書をお持ちの方で、不在者投票用紙の請求をされていない方はお急ぎください。

※郵便等投票証明書をお持ちでない方は、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、あらかじめ交付を受けてください。詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

◎指定施設での不在者投票

指定施設の病院等に入っている人の場合は、投票したい旨をその病院長(施設長)に申し出ると、その病院(施設)で不在者投票をすることができます。詳しくは病院(施設)側にお問い合わせください。

※各投票所には、車いすを利用されている人のための記載台や目の不自由な人のための点字器をご用意しています。投票日当日、投票所で車いす、手話通訳が必要な方は、事前に市選挙管理委員会に申し出てください。

◆羽曳野市に転入届出をされた方

届出の日	投票場所	備考
平成31年4月3日以前	羽曳野市	※(1)
平成31年4月4日以後	羽曳野市では投票できない	※(2)

◆羽曳野市から他市区町村へ転出届出をされた方

届出の日	投票場所	備考
平成31年4月3日以前	新住所地	※(1)
平成31年4月4日以後	羽曳野市	

※(1)引き続き3ヵ月以上転入先の市町村の住民基本台帳に記載されていることが必要です。詳しくは転入先の市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※(2)平成31年4月4日以後に、住所を移し、転入届を済まされた方は、前住所地で投票を行うことになります。ただし、前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要ですので、あらかじめ前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

※羽曳野市内で転居し、令和元年6月21日(金)以後に転居届をだされた方は、転居前の住所地の投票所となります。詳しくは下記までお問合せください。

【問合せ】

羽曳野市選挙管理委員会 羽曳野市菅田4-1-1
☎072-958-1111 (内線4610・4620)